

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の日を定める規則をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第63号

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の日を定める規則

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第38号）附則第2項の規則で定める日は、平成22年12月27日とする。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。